



八木小だより

令和 7年 4月 30日
船橋市立八木が谷小学校
船橋市八木が谷2-3-1
TEL 047-447-6728

新緑の美しい季節となりました。入学、進級から約1か月が過ぎようとしております。子供たちは、新しい環境にも少しずつ慣れてきて、元気いっぱい学校生活を送っている姿が多く見られます。また、子供たちの明るい挨拶に私もたくさん元気をもらっています。

さて、5月24日（土）に第53回運動会が予定されております。「子供は行事をとおして育つ」とよく言われます。今後もいろいろな行事をとおして、一回りも二回りも大きく成長するとともに、一人一人にとって良い思い出になることを願っています。運動会では、子供たちの日頃の活動や練習の成果を発表する場となります。運動会実施における保護者や地域の皆様への参観に関する留意点もあります。限られた時間や観覧場所となりますが、保護者、地域の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

校長 福井 英人

ALT 着任について

外国語指導のALTが着任しましたことをお知らせします。

1年生を迎える会

22日に1年生を迎える会を体育館で行いました。4年生がつくった花道を、1年生は6年生の児童と手をつないで入場しました。5年生の学校紹介を楽しんだり、2年生と3年生から朝顔の種やメダルのプレゼントもらったりと、1年生はとても嬉しそうでした。児童会を中心にみんなが1年生のために頑張ってくれたおかげで、心のこもった素敵な会となりました。

PTA 定期総会

4月19日にPTA定期総会が書面開催されました。新旧のPTA本部役員の皆様に「書面表決書」及び「委任状」を集計していただき、総会の議決を行いました。議決結果につきましては、PTA本部から報告のお手紙が配付されます。昨年度は、旧役員の皆様があらゆる場面で頼もしく学校を支えていただき、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。心より御礼申しあげます。そして新役員の皆様、これからどうぞよろしくお願いいたします。

卒業式における児童の服装について

小学校の卒業式は、学習指導要領に位置付けられた儀式的行事であるとともに、授業の一環であることから、それにふさわしい華美にならない服装で参加することが望ましいと考えております。また、卒業式当日は緊張した中での式の参加となることが考えられますので、健康面を考慮した服装にすること、登下校や校内での移動の際の安全性を確保できる服装とすること等の配慮をお願いいたします。

学校における合理的配慮の提供について

平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により「障害者に対して不当な差別的取扱いを行うこと」が禁止されると共に、国・地方公共団体（公立学校を含む）において、合理的配慮の提供が義務となっております。学校においては、障害のある児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めて参ります。つきましては、「合理的配慮の提供」について、ご質問、ご要望がある場合は担任または教頭までご相談ください。

船橋市教育委員会より モバイルルータの貸与について

今年度も1人1台端末を活用した家庭学習や緊急時にオンライン授業を実施するにあたり、お子様が使用できるインターネット環境がないご家庭にはモバイルルータを貸与します。

1 貸与について

- (1) モバイルルータの貸与を希望される方は、担任までお知らせください。
- (2) 申請書をお渡ししますので、必要事項をご記入のうえ担任へ提出してください。
- (3) 貸与の準備が整い次第、モバイルルータを貸与します。
- (4) 通信費は、ご家庭でのご負担になります。
- (5) 兄弟姉妹がいる場合でも、お子様1人に対して1台のモバイルルータを貸与します。
- (6) インターネット環境が整った家庭や卒業や転出等でモバイルルータがなくなつた場合には、回収いたします。

2 インターネット環境のない就学援助認定家庭または生活保護受給家庭について

通信機能付き（SIM付き）モバイルルータを貸与します（教育委員会がお子様に貸与している1人1台端末でしか通信できません）。その場合も申請書をお渡ししますので担任までお知らせください。

安全な登下校について

学校では、安全な登下校について以下のことを児童に指導しています。

- ① 交通ルールを守る ② 走らない ③ ふざけない ④ 道路に広がって歩行しない
 - ⑤ 正しい通学路を使用する
- ご家庭でもお声かけください。

交通安全について

児童生徒の道路での飛び出しによる交通事故が全国的に多発しています。車や自転車には、十分注意してください。並びに、自転車での飛び出し、無灯火、2人乗り等がないこと、自転車安全利用（原則左側通行、交差点での一時停止、夜間のライト点灯、ヘルメットの着用等）を心がけましょう。また、放課後に遊ぶ時には、立ち入り禁止表示区域、危険箇所等に近づかないようにすること、道路や他の家の敷地で遊ばないこと、「防災行政無線による帰宅を促す放送」を聞いたら帰宅するなど、ご家庭で再度確認をお願いいたします。